

自転車条例への意見募集結果

#NAME?	意見	対応	感想
1	せっかくのWEB内示なので、左に「不備点」中に「他所の事例」右に「条文案」というように解説もあったほうが良いと思う。 pdfだけでなくhtml版も同時併記できないか	次回からの意見聴取に活かしたい	
2	「市の責務」に「自転車道などの整備を進める観点から道路拡幅工事などの時には並行して自転車道の確保もしていく」を加える。	13条で対応	
3	「車の運転者へ自転車道を走る自転車への注意を喚起するよう対策を講じる」	提案理由説明で取り入れた	条例中に具体で書きこめなかった
4	「自転車利用者の責務」の最初の段落に以下を付け加える。自転車利用者は、道路交通法その他の自転車の利用に関する法令に従い、「特に歩行者に対して注意を払うなど」自転車の安全な利用に努めなければならない	3条第1項「他人に危害を及ぼし、または迷惑をかけるいことのないように、道路交通法その他の法令の規定を遵守するとともに」の中に意味合いを込めた	
5	(自転車安全利用推進委員会)について市は、……推進するため、関係者による…… * 関係者は、「利用者、販売者・保守者、市の3者」へ変更する。理由:この3者を規定しないと、自転車交通全体を維持管理できない。この委員会を通して、自転車の供給・維持管理、利用者の利用都合を聞いて市は安全利用全体を考えることになる	条例中に限定での列挙はしなかった。委員会については規則で対応	
6	(自転車の安全利用に関する講習)次の文章を追加する。「全利用者が何年かに一度は講習を受ける仕組みをつくる」*理由:「幅広い年齢層に対して」という規定のみでは、対象者が明確でない。	講習に関しても詳しくは「規則」等によって対応。	条例中に「全利用者が何年かに一度」というかなり具体ではあるが曖昧な表現は難しい
7(3件)	市は以下のことを計画・実施する。 ・鉄道駅近辺には、自転車・バイクを保管する場所を確保し、市民に貸す仕組みをつくる。 ・自転車でバス停まで来てバスを利用する者に対して、自転車を駐車させる場所を確保する。 ・販売・サービスなどを事業とする者(店など)は、そこを利用するために自転車・バイクなど利用して来た者に対して、自転車・バイクを一時的に保管する場所を確保させる。	駐輪に関するものは、今回の条例では扱わない(千葉市に「放置防止に関する条例」がある)。貸し出す仕組みづくりは8条「自転車の安全利用促進計画」等の中で検討したい。	
8	意見募集時には条例制定の必要性の検討資料の公開が必要では	次回条例提案時への課題	
9	意見募集時には 行政機関と議員の提案の違いを説明すべきでは	次回条例提案時への課題	
10	意見募集時の説明 事故に関しての全国だけでなく千葉市の状況の説明が必要では	提案理由説明で対応	
11	意見募集時の説明に千葉市と全国の比較、他市との比較が必要	提案理由説明で対応	
12	意見募集時の説明 減少傾向の表現をより強調すべき	提案理由説明で対応	
13	意見募集時の説明 ヒヤリハット調査も記載すれば	提案理由説明で対応	